評価基準

1　特定方法

浜松市５歳児健康診査アプリ（ASP/SaaS）導入及びサービス提供業務事業者の選定に係る評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、提供候補者の特定を行う。

2　評価方法

評価委員会の各委員は、提出された企画提案書と各提案者が行うプレゼンテーション及びヒアリングの内容を、以下の評価基準の通り審査し採点する。（特に優れている：A　要件を満たしている：B　要件を満たさない：C）

【評価基準】

評価項目		評価のポイント	採点		
			A	B	C
業務体制等	プロジェクト体制	➢ 業務実施に十分な体制が組まれ、円滑な業務運営が見込まれるか。	5	3	1
	業務スケジュール	➢ 業務スケジュールは妥当か。			
	実績	➢ 類似業務の実績は十分か。			
	コンプライアンス	➢ コンプライアンスや情報セキュリティに対する意識や姿勢は妥当なものか。			
UI/UX	浜松市職員向けインターフェースの UI/UX	➢ 視認性や操作性が優れ、直感的に理解でき、ユーザーが「使いやすい」と感じることができるか。 ➢ 実際の現場の運用に則しており、日々の運用が回るか。	10	6	2
	保護者向けインターフェースの UI/UX	➢ 視認性や操作性が優れ、直感的に理解でき、ユーザーが「使いやすい」と感じることができるか。 ➢ 実際の現場の運用に則しており、日々の運用が回るか。	10	6	2
	保育者向けインターフェースの UI/UX	➢ 視認性や操作性が優れ、直感的に理解でき、ユーザーが「使いやすい」と感じることができるか。 ➢ 実際の現場の運用に則しており、日々の運用が回るか。	10	6	2
	巡回型１次スクリーニング事業者向けインターフェースの UI/UX	➢ 視認性や操作性が優れ、直感的に理解でき、ユーザーが「使いやすい」と感じることができるか。 ➢ 実際の現場の運用に則しており、日々の運用が回るか。	10	6	2
	一般健診会場向けインターフェースの UI/UX	➢ 視認性や操作性が優れ、直感的に理解でき、ユーザーが「使いやすい」と感じることができるか。 ➢ 実際の現場の運用に則しており、日々の運用が回るか。	10	6	2
		小計（50 点満点）			
機能要件対応表	浜松市が用いる機能	➢ 本市が必要とする機能が実装されているか。	3	2	1
	保護者向けの機能		3	2	1
	保育者向けの機能		3	2	1
	巡回型１次スクリーニング事業者向けの機能		3	2	1
	一般健診会場向けの機能		3	2	1
	その他		3	2	1
		小計（18 点満点）			
非機能要件		➢ 本市が求める要件を満たしているか。	3	2	1
導入役務要件		➢ 本市が求める要件を満たしているか。	5	3	1
サービス提供要件		➢ 本市が求める要件を満たしているか。	5	3	1
多言語対応		➢ スマートフォンで日本語以外の言語を設定している保護者への配慮がなされているか。	3	2	1
追加提案 提案の有無を問わず　C 良い提案　B より良い提案　A		➢ 本業務内で実現可能な追加提案がされているか。また、その内容は本市にとって有意義なものか。 ➢ 本業務内で実現できない提案であっても、今後のシステム運用等に有効だと思われる提案が具体的にわかりやすく提案されているか。	5	3	1
ライフサイクルコストの低減		➢ システム導入費用、サービス提供費用だけでなく、その他追加提案などに係るコストまで含めて、ライフサイクルコストの低減を目指すための妥当性のある提案がされているか。	3	2	1
社会貢献活動等に係る認証等の有無 １項目取得…1 点 2～3 項目取得…2 点 4 項目以上取得…3 点		➢ 浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証を受けているか。	有　・　無		
		➢ 浜松市消防団協力事業所の認定を受けているか。	有　・　無		
		➢ 浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定を受けているか。	有　・　無		
		➢ 健康経営優良法人の認定を受けているか。	有　・　無		
		➢ 外国人材活躍宣言事業所の認定を受けているか。	有　・　無		
		➢ 企業の CSR 活動表彰の事業者であるか。（Star Prize 制度マイスター認定事業所、優秀賞・特別賞又は市民協働奨励賞の受賞事業所であるか。）	有　・　無		
		小計（3 点満点）			
合計（100 点満点）					

3　提案者順位の決定方法

(1) 提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、各評価委員の採点の合計点が最も高い者を提供候補者とする。

(2) 評価点の満点は 1,300 点とする。

（評価基準 1,300 点：評価委員 1 人あたりの点数 100 点×評価委員 13 人）

(3) 各評価委員の採点の合計点が満点の 60%（780 点）に満たないときは特定しない。

(4) 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。

ア　評価項目「UI/UX」の点数が高い者を上位とする。

イ　上記アも同点の場合は、評価項目「機能要件対応表」が高い者を上位とする。

(5) 1 次審査においては、提出された企画提案書の内容を評価基準に基づき採点する。そのうち上位 2 者について、第 2 次審査においてプレゼンテ

ーション及びヒアリングを行い、1 次審査時に採点した企画提案書の評価点数を見直し、点数の修正を行い、このことをもって二次審査の評価とする。評価委員会は、各委員の点数を集計し、最終的な評価結果を確定する。

(6) 提案者が 1 者の場合でも、（1）～（5）を適用する。